

令和2年4月25日
14:10
相模原市発表資料

配偶者からの暴力を理由として避難している方に対する 特別定額給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施される1人10万円の特別定額給付金の支給に当たり、配偶者からの暴力を理由として避難している方で、事情により令和2年4月27日(基準日)以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、一定の要件を満たしている場合、世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、今お住まいの市区町村に特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができる措置を受けることができます。

本市にお住まいで、配偶者からの暴力を理由として避難している方は、人権・男女共同参画課にお問合せください。

問合せ先 人権・男女共同参画課
042-769-8205

受付期間 4月30日(木)まで(土日・祝日含む。)
30日を過ぎても申出は受け付けます。

受付時間 午前9時から午後5時まで

また、住民票が本市にあって、現在他の地域にお住まいの方は、そちらの市区町村の窓口にお問い合わせください。

問合せ先
担当 人権・男女共同参画課
直通電話 042-769-8205